

収入印紙貼付欄	
1万円未満のもの	非課税
100万円以下のもの	200円
200万円以下のもの	400円
300万円以下のもの	1千円
500万円以下のもの	2千円
1,000万円以下のもの	1万円
5,000万円以下のもの	2万円
1億以下のもの	6万円
5億円以下のもの	10万円
10億円以下のもの	20万円
50億円以下のもの	40万円

業務委託契約書(案)

委託名称										
業務委託料	十億			百万			千			円
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額										
履行期間	年 月 日 から					年 月 日 まで				
履行場所	業務委託仕様書のとおり									
保証事項	<input type="radio"/> 契約保証金 円 <input type="radio"/> 履行保証保険 <input type="radio"/> 免除									
その他										

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び別添の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者

大阪市中央区船場中央2丁目2番5-233号
クリアウォーターOSAKA 株式会社
代表取締役

(印)

受注者

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

(印)

止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除の効果)

第29条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第21条に規定する部分払に係る部分については、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第30条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(管轄合意)

第31条 この契約書の各条項において、発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合の、この契約に係る一切の訴訟の提起または調停の申立てについては、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(補 則)

第32条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。